

住所の表わし方が変わります

東町・西町・清滝町など22町内

九月号で「なぜ住居表示を実施するか」ということについてお知らせしましたが、今月号では住居表示はどのような手続きを経、どんな方法で作業が進められるかということについてお知らせします。

住居表示する区域・方法は

市議会の議決を経て

まず、住居表示を実施する地域およびどんな方法で実施するかというものは、市議会の議決を経て決められます。

日光市では九月号でもお知らせしましたが、通称市街地とみなされる地域について実施することがすでに定められ、つぎの

- 地区が予定されています。
- 清滝町一丁目・二丁目・三丁目
 - 目・四丁目、四軒町、袋町、中本町、下本町、大丁町、板挽町
 - 安川町、上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、御幸町、石屋町、稲荷町一丁目・二丁目・三丁目、松原町、相生町、東和町。

どのような方法で

住居表示を実施するか

日光市では他の都市ですでにとられている街区方式を採用することに市議会が議決されている

ますので、それによって準備をすすめているのですが、それでは、街区方式とはどのような方

式なのかお知らせします。

街区方式とは

ひとつの町内をいくつかのブロック(街区)に分け、このブロックに番号(街区番号)をい

ます。このように住居番号はきまりますが、この住居表示は

どれに住居や事業所の入口が向いているかによって、住居番号がきまるわけです。

に一定の間隔で区切り、これに

から順次番号(基礎番号とい

います)をふっていきます。このようにしてつけられた番号の

どれに住居や事業所の入口が向

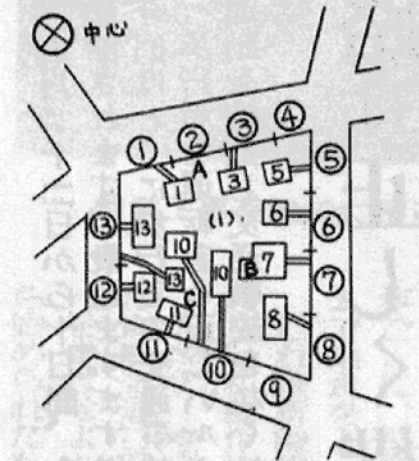
いているかによって、住居番号

がきまるわけです。

さて、このように住居番号は

きまりますが、この住居表示は

住居番号をつけた例



- (1)街区番号 (2)基礎番号
- ③ 住居番号
- Aさんの家の場合
(旧呼称) 稲荷町3丁目45番地の2
(新住居表示) 稲荷町3丁目1番1号
- Bさんの場合
(旧呼称) 稲荷町3丁目2, 567番地
(新呼称) 稲荷町3丁目1番7号
- Cさんの場合
(旧呼称) 稲荷町3丁目47番地の3
(新呼称) 稲荷町3丁目1番11号

いいかえてみますと、ひとつの新しい都市計画をとれるものであって、町の名称、町割り、規模などについては合理的に実施するというたてまえから、つきのように注意がはらわれてきめられることになっています。

町の名称は

語調のよいもの、親しみ深いもの、縁起のよいものをつけ、丁目の数は大体四つか五つにとどめられます。

町割りとは

数個の街区をもって町を構成し、町界は主として主要道路、

町割りなどは

住居表示審議会

住居表示を実施する区域や方法について述べてきましたが、ひじょうに大事なこの仕事をすすめるにあたっては、市に「住居表示審議会」が設けられ、どのように実施していくか十分に検討がなされることになっています。また、地区(各自治会など)ごとに話し合いをもって、皆さんの意見を聞いたり協力をしていたいて最終案がきめられるのです。その実施については、最終的には市議会の議決を要しますが、このようにし

て住居表示の実施がきまりますと公簿などはいっさい新しい住所に書きかえられ、その後は諸手続きあるいは通知も新しい住居表示によってなされることになります。

町の名としては、境界が複雑にいりくんだり飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団地が形成されます。町の規模については一律に定めることは困難ですが、地域ごとの用途、人口、家屋の密度などを考えてきめられます。

町の規模は

町の間隔で区切り、これに

から順次番号(基礎番号とい

います)をふっていきます。この

ようにしてつけられた番号の

どれに住居や事業所の入口が向